

第2期

# 宮城県文化芸術振興ビジョン

平成28年3月

宮城県



# 目 次

第1章 第2期ビジョンの策定に当たって	1
1 第2期ビジョン策定の趣旨	1
2 第2期ビジョンの位置付け	1
3 文化芸術の定義	1
4 文化芸術を振興する意義	2
第2章 文化芸術に関する取組と課題	3
1 これまでの取組等	3
(1) 第1期ビジョンでの取組	3
(2) 東日本大震災以降の取組の変化	3
(3) 国の動向	4
2 文化芸術に関する課題	4
課題1 地域コミュニティの衰退と担い手不足による地域文化喪失の危機	4
課題2 文化芸術活動を創造・発表・享受する機会の格差	5
課題3 心のケアに対する文化芸術の果たす役割の増大	5
課題4 文化芸術の持つ潜在的な力に対する認識不足	5
第3章 基本方針	6
1 基本目標	6
2 施策展開の基本方針	6
施策1 文化芸術の振興と継承	6
施策2 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり	6
施策3 文化芸術の持つ力の活用	7
3 重点取組	7
4 ビジョンの期間	7
第4章 施策の実現に向けた推進項目	8
施策体系図	8
施策1 文化芸術の振興と継承	9
(1) 文化芸術の振興	9
(2) 地域文化の振興と継承	9
(3) 文化芸術活動の担い手の育成	10

施策2	あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり	11
(1)	文化芸術に触れる機会づくり	11
(2)	文化芸術情報の収集と発信	13
施策3	文化芸術の持つ力の活用	14
(1)	社会課題等に対する文化芸術の活用	14
(2)	文化芸術による地域の活性化	15
(3)	国内外の文化芸術交流・連携の推進	16
第5章	推進体制と進行管理	18
1	県の推進体制	18
2	関係機関との連携・協働	18
3	各主体に期待する役割	19
4	進行管理	19
資料編		21
	文化芸術振興基本法	23
	宮城県文化芸術振興条例	29

# 第1章 第2期ビジョンの策定に当たって

## 1 第2期ビジョン策定の趣旨

宮城県では、文化芸術の振興を図るため、平成17年7月に「宮城県文化芸術振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、平成18年度から平成27年度までの10年間を第1期として様々な施策を展開してきました。

今回、第1期ビジョンの対象期間が終了することに伴い、これまでの取組状況や東日本大震災等による文化芸術振興を取り巻く状況の変化等を踏まえ、引き続き文化芸術の振興を図るとともに、特に文化芸術の力による震災からの心の復興を力強く推進するため、第2期ビジョンを策定することとしました。

## 2 第2期ビジョンの位置付け

ビジョンは、宮城県文化芸術振興条例（平成16年宮城県条例第56号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき策定するものであり、心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針及び総合的に展開すべき施策の方向性を示すものです。

また、県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」（平成19年度から平成28年度まで）、東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」（平成23年度から平成32年度まで）及びその他、県の関連する計画との整合性を図りながら文化芸術振興施策を推進していきます。

## 3 文化芸術の定義

国が策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」において、文化芸術は次のように定義されています。

「文化芸術は、最も広義の『文化』と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。」

「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」

ビジョンにおいては、国の定義に則し、創造的な市民活動や、一人一人が創造に取り組む過程を重視し、文化を成果としてばかりではなく、文化を生み出す過程における方法や行動様式も文化と考えます。

これらを踏まえ、「文化芸術」を文化の中核をなす芸術及びその他の多様な文化を指すものと定義します。

なお、ビジョンの対象となる文化芸術の範囲は、条例に記載されている分野を基本として以下のとおりとします。

#### ■ 文化芸術の範囲

**芸術**：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）等

**芸能**：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等

**生活文化**：茶道、華道、書道、衣食住等に係る生活様式等

**伝統文化**：神楽、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能等

**文化財**：建造物、美術工芸品、工芸技術、民俗芸能、史跡、文化的景観等

**その他**：街並み、景観、自然環境、地域産業、祭礼行事、建築・デザイン、思想等

## 4 文化芸術を振興する意義

人々が将来にわたって心豊かに生きていくため、特に、本県においては東日本大震災からの心の復興を進めていく上で、文化芸術との触れ合いは欠かせません。本県では、文化芸術を振興する意義を以下のように捉え、文化芸術施策を推進していきます。

- 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育むなど、人が人らしく生きるための糧となるものです。
- 文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものです。
- 文化芸術が新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う側面を持っているとともに、地域経済の発展に寄与する可能性を持っています。
- 文化芸術の交流を通じて、国内外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、平和の礎となり、相互理解の促進や地域の活性化につながるものです。

## 第2章 文化芸術に関する取組と課題

### 1 これまでの取組等

#### (1) 第1期ビジョンでの取組

県では、平成17年7月に第1期ビジョンを策定し、それまでのハード整備やイベントを中心とした事業から、ワークショップ体験参加型や人材育成などソフト面を中心とした事業へと転換を図り、3つの基本方針に沿って施策を実施してきました。

第1期ビジョンの施策展開により、多くの県民が文化芸術に触れ、体験する機会が創設されるなど、文化芸術に関わる層に厚みができたと考えています。

#### ■ 第1期ビジョンの施策体系

- (1) 子どものころから一人一人の創造性を育む環境づくり
  - イ 子どものころから文化芸術に触れる機会づくり
  - ロ 文化芸術活動の担い手の育成
  - ハ 新たな文化芸術の振興
- (2) 文化芸術による地域づくり
  - イ 地域文化の保存と活用
  - ロ 地域の文化資源を活用したまちづくり
  - ハ 文化芸術活動による地域づくり
- (3) 文化芸術で世界とつながる環境づくり
  - イ 文化芸術情報を発信する環境づくり
  - ロ 文化芸術交流のための環境づくり

#### (2) 東日本大震災以降の取組の変化

第1期ビジョンが対象期間の折り返しである5年目を終えようとする平成23年3月11日、本県は東日本大震災の発生により沿岸部を中心に極めて甚大な被害を受けました。文化芸術の分野においても、文化施設や文化財が大きな被害を受けたほか、震災直後は文化芸術活動が過度に自粛される傾向が見られました。

しかし、文化庁からの文化芸術活動による復興支援推進のメッセージや、国内外からの被災者に対する様々な文化的支援活動などにより、文化芸術の重要性・必要性が改めて認識されるとともに、被災地の文化芸術を国内外へ発信する機会も増加しました。

このような中、県はビジョンに基づく文化芸術振興の取組を継続しつつも、人々の心を癒やし、励ましてくれる「文化芸術の力」を県民の心の復興・心の

ケアに活用すべく、文化庁の事業なども活用しながら、県内各地でアウトリーチやワークショップなどの事業を展開してきました。

#### ■ 震災以降に行われた心のケアに関する主な取組

- 文化芸術による子どもの育成事業
- 文化財レスキュー事業
- 宮城県巡回小劇場
- 青少年劇場小公演
- 忘れないための被災地キャラバン 等

### (3) 国の動向

国では、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、平成13年12月に「文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)」を策定しました。同法の理念の実現を図るため、平成14年12月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第1次基本方針)」が策定され、その後、社会情勢等を反映させながら、現在は「第4次基本方針」(平成27年5月)が策定されています。第4次基本方針では、「文化芸術立国」の姿が明示されており、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする文化プログラムを全国展開していくことや、東日本大震災からの復興を契機に、文化芸術の魅力で国内や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造が期待されていることなどが盛り込まれています。

また、平成24年6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」が施行され、劇場、音楽堂等に期待される役割や、運営者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体の連携・協力と、取り組むべき事項が明確化されました。また、同法に基づき平成25年3月に「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」が告示され、劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向が示されています。

## 2 文化芸術に関する課題

本県では、これまでの取組や国の動向、東日本大震災後の状況の変化などを踏まえ、文化芸術振興の課題を下記のとおり捉え、課題解決に向けた施策を推進していきます。

### 課題1 地域コミュニティの衰退と担い手不足による地域文化喪失の危機

少子高齢化の進展や東日本大震災の影響などにより、地域コミュニティが衰退するとともに、地域文化の担い手を確保することが困難な状況に拍車がかかっています。特に、本県沿岸部においては、震災により地域の集落そのものが

消滅した場所も多く、地域文化は喪失の危機にあることから、人と人のつながりを深め、地域の人々のアイデンティティや誇りであり、郷土愛を育む地域文化の再興・継承が求められています。

## **課題 2** 文化芸術活動を創造・発表・享受する機会の格差

文化芸術活動は県内各地で行われていますが、多様な文化芸術活動を鑑賞できる場や活動団体等が都市部に集中することなどにより、地域により鑑賞や体験の機会が限られるなどの差が生じます。交通手段の確保や、学校や社会教育施設等の積極的な活用など、地域の実情に沿った支援のあり方を工夫することなどにより、文化芸術活動を創造・発表・享受できる機会の拡大が求められています。

## **課題 3** 心のケアに対する文化芸術の果たす役割の増大

東日本大震災からの復旧・復興が進む中で、心のケアはますます重要なものとなっています。多くの文化芸術に触れることはもとより、地域の伝統行事の復活や、音楽、美術、演劇など自身を表現する文化芸術活動に参加し、体験することなどで、「生きがい」や「将来の夢」が見いだされ、生きる力を育むことへとつながります。文化芸術の力による心のケアについて改めて認識し、これらの活動に携わる機会の創出などが求められています。

## **課題 4** 文化芸術の持つ潜在的な力に対する認識不足

文化芸術は単に人々の心を豊かにし、生活に潤いを与えるだけではなく、観光資源として地域の魅力を高め、生きる術を育む機会となるなど、教育、福祉、地域づくりなど幅広い分野にまたがりその効果を発揮する可能性があります。文化芸術の振興に携わる関係者のみならず、教育、福祉、地域振興など他の分野に携わる関係者等に対して、文化芸術の持つ潜在的な力への理解促進を図ることが求められています。

## 第3章 基本方針

### 1 基本目標

# 文化芸術の力で創造するみやぎの未来 ～ 心の復興を目指して ～

県は、教育、福祉、産業、観光、地域づくりなどに文化芸術の力を活用し、みやぎの未来を創造していくことを基本目標として掲げ、県民一人一人の自主性及び創造性を尊重しながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進します。

特に、東日本大震災で傷ついた県民の「心の復興」を最優先課題と捉えて推進していきます。

### 2 施策展開の基本方針

#### 施策1 文化芸術の振興と継承

芸術、芸能、生活文化など多様な文化芸術の振興を図るため、市町村や文化芸術団体等と連携・協働し、より多くの県民が文化芸術に触れ、創造することができるよう、これらの機会の提供を充実する必要があります。

また、文化芸術活動の担い手の意欲や技術・技能の向上、担い手を支える文化芸術団体等への支援などにより、本県の文化芸術の水準向上につながる施策を推進する必要があります。

さらに、東日本大震災からの復旧・復興への歩みを進める中で、地域に伝わる伝統芸能の復活や継承への取組などが、地域コミュニティの再生につながる力を発揮することが改めて認識されたことから、郷土の伝統文化や地域文化を地域固有の貴重な財産として、しっかりと次代に継承していく必要があります。

#### 施策2 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

文化芸術は限られた人々だけの高尚で特別なものではなく、人々の生活に溶け込み、身近にあるものです。文化芸術を創造・発表・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見いだすことは人々の変わらない願いであることを踏まえ、情報発信を強化しながら、地域的、身体的、社会的な状況にかかわらず文化芸術活動に触れ、携わる機会を阻害されることのないよう、だれもが主体的に文化芸術を創造・発表・享受することができる環境を整備し、文化芸術による社会包摂が図られる施策を推進する必要があります。

### 施策3 文化芸術の持つ力の活用

文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすだけでなく、新たな地域資源として地域活性化への糸口となるほか、文化芸術活動への関わりを通じた新たな出会いやコミュニケーションにより、社会的弱者と捉えられる人達の社会参画を促すなど、産業、観光、まちづくり、福祉など多様な分野への波及効果が期待されます。文化芸術の持つ力の理解促進を図り、特色ある地域づくりや社会参画への貢献に役立てていく必要があります。

## 3 重点取組

### 文化芸術の力を活用した震災からの心の復興

本県に未曾有の被害を及ぼした東日本大震災は、多くの尊い命と、家屋・財産を奪い、生活環境を激変させただけでなく、多くの県民の心に深い傷を残しました。

震災からの復興に取り組む本県にとって、県民の心のケアは最優先課題であり、出会いやコミュニケーションを生み、感動、楽しさ、癒やし、励ましなどを与える文化芸術の果たす役割は大変重要なものであると考えます。

また、文化芸術活動への参加・参画を通じて、人と人とのつながりが生まれ、絆が深まることにより、地域の結束力を高め、地域コミュニティの再生に役立つなどの波及効果が生み出されることから、文化芸術の力が改めて見直されています。

第2期ビジョンでは、こうした文化芸術が持つ力を活用し、被災者の心の復興や、生きる力の育成につながる取組について、施策間を横断して重点的に展開していきます。

## 4 ビジョンの期間

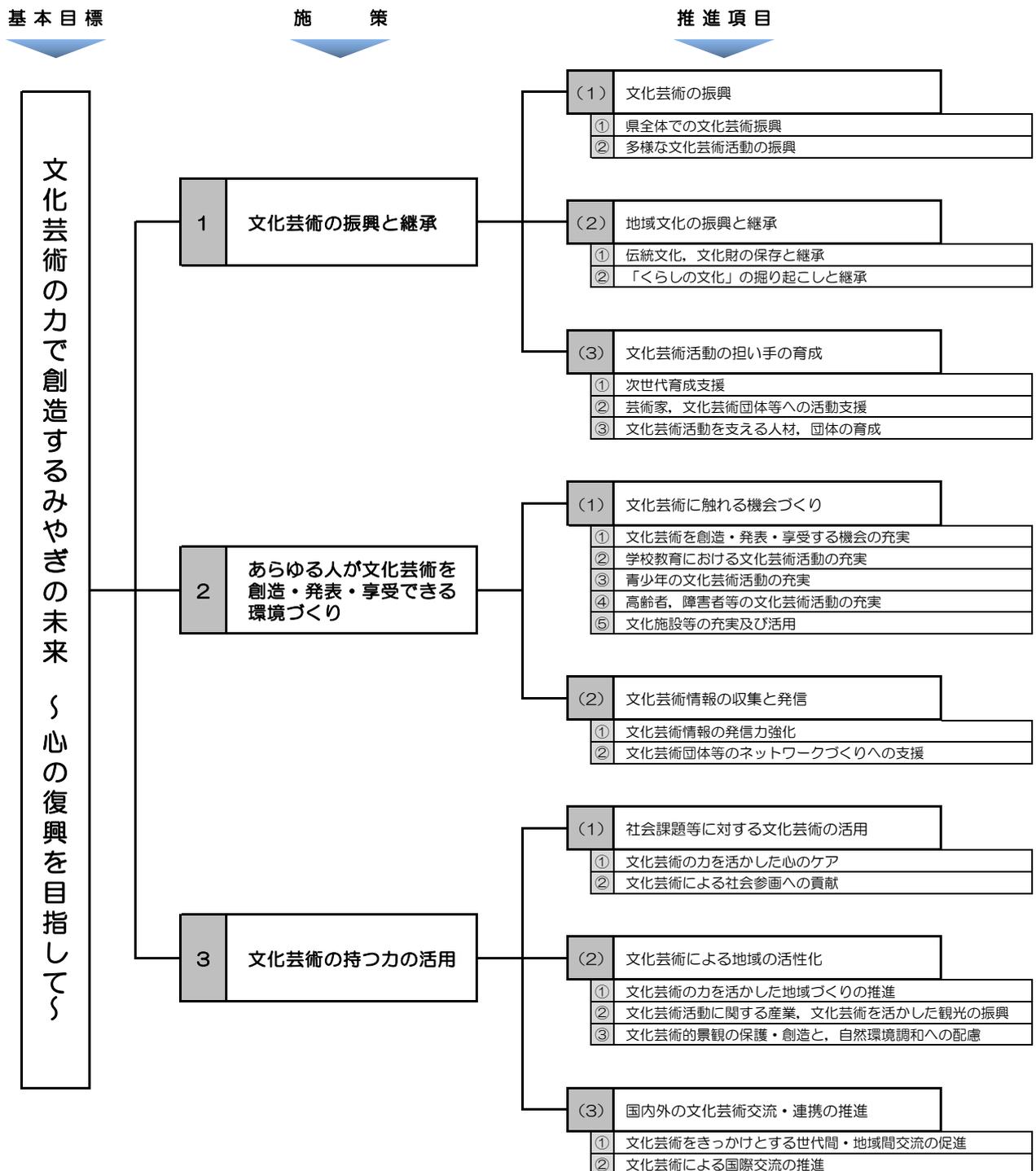
第2期ビジョンの期間は、「宮城県震災復興計画」（平成23年度から平成32年度まで）及び国が策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」（平成27年度から平成32年度まで）の終期に合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 第4章 施策の実現に向けた推進項目

本章は施策を実現するために、今後取り組むべき項目を推進項目として取りまとめたものです。

なお、第2期ビジョンにおいては、「震災からの心の復興」を重点取組と位置付け推進していきます。

### 施策体系図



## 施策 1 文化芸術の振興と継承

### (1) 文化芸術の振興

#### ① 県全体での文化芸術振興

県民が主体となって行う文化芸術活動を支援し、地域に活動の輪を広げるとともに、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」等の県内各地における企画をさらに充実させるなど、県全体での文化芸術振興に努めます。

#### 取組事例

※黒丸(●)は重点取組に関するもの。以下同様。

- 文化芸術活動の発表機会の提供
- 文化芸術行事の後援及び知事賞等交付
- 文化芸術行事に対する助成
- 国の各種施策・補助制度を活用した取組の展開

#### ② 多様な文化芸術活動の振興

イ 多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、人々の創造性を刺激することから、自由な発想に基づく創作活動が活発に行われるよう、特定の分野に偏ることなく多様な文化芸術活動の振興に努めます。

ロ メディア芸術は、コンテンツ産業の活性化や観光資源として地域振興等にも大きな効果を発揮するとともに、我が国の文化に対する海外からの関心を高める媒体ともなっていることから、メディア芸術への振興と支援に努めます。

#### 取組事例

- コンテンツ産業推進に向けた取組への助成・支援
- 海外との文化芸術交流の推進

### (2) 地域文化の振興と継承

#### ① 伝統文化、文化財の保存と継承

イ 東日本大震災や過疎化・高齢化等により、衰退の危機に見舞われている地域の歴史や風習に根ざした祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化や文化財を、将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、県民の歴史・伝統文化に対する関心や理解を深め、これらを尊重する心を育てるために必要な環境づくりに取り組みます。

ロ 伝統文化の発表機会の拡充に取り組みます。

ハ 地域の歴史と伝統を生かし未来へ継承するため、伝統文化の後継者や、文化財等の保存技能者の育成に努めます。

#### 取組事例

- 伝統文化の現状調査
- 伝統文化の保存及び継承
- 伝統文化を継承する人材の育成
- 文化財の保存及び活用の促進
- 史跡及び伝統的建造物等保存整備の推進
- 地域の歴史に触れる機会づくり

### ② 「くらしの文化」の掘り起こしと継承

イ 地域の歴史、風土、産業と密接に関わりながら継承されてきた地域固有の言葉や衣食住にまつわる「くらしの文化」は、地域の人々の心のよりどころになるとともに、新たな観光資源としての価値を見いだすなど地域振興にもつながる可能性を秘めていることから、これらの「くらしの文化」の掘り起こしや継承に努めます。

ロ 「くらしの文化」の中でも地域に受け継がれている伝統食材や郷土料理といった食文化は、地域固有の資源としての価値も高く、食育などにもつながることから、地域振興や教育などの関係機関等と連携・協働し、食文化の価値を高めることに努めます。

#### 取組事例

- 市町村や活動団体等との連携・協働による「くらしの文化」の掘り起こし
- 地域の食文化継承及び食育・健康づくりにつながる活動の推進
- 昔からある伝統的な遊びなど子どもの文化の継承

### (3) 文化芸術活動の担い手の育成

#### ① 次世代育成支援

豊かな感性、柔軟な発想等、子どもがもつ無限の可能性を引き出し育てることにより、本県の文化芸術活動の牽引役となる人材の育成に努めます。

#### 取組事例

- ワークショップなどの参加型事業の推進
- 高等学校等文化芸術活動への助成

#### ② 芸術家、文化芸術団体等への活動支援

優れた文化芸術を生み出す土壌を形成するため、芸術家・文化芸術団体等の創意工夫に溢れた活動を支援し、発表・発信する機会の充実に努めるとと

もに、活動の成果を評価・検証することにより、より質の高い活動を促していきます。

#### 取組事例

- 文化芸術創造活動の発表機会の提供
- 文化芸術行事に対する助成
- 芸術家等への顕彰
- 芸術家・文化芸術団体等への支援
- 文化芸術行事の後援及び知事賞等交付

### ③ 文化芸術活動を支える人材、団体の育成

- イ 文化芸術を継承し、発展及び創造していくために、芸術家等の育成のみならず、文化施設や文化芸術団体の管理運営者、企画・管理担当者（アートマネージャー、プログラム・オフィサー等）、舞台芸術担当職員、学芸員、文化ボランティア等幅広い人材の育成及び研修充実の支援に努めます。
- 高校、大学等において文化芸術に関する人材養成システムの整備が図られるよう努めます。

#### 取組事例

- アートマネジメント等が行える人材の育成支援
- 文化芸術に携わるNPO法人等関係団体への支援

## 施策 2 あらゆる人が文化芸術を創造・発表・享受できる環境づくり

### (1) 文化芸術に触れる機会づくり

#### ① 文化芸術を創造・発表・享受する機会の充実

- イ 「文化芸術は手が届かない高尚なもの」という意識を変え、県民がだれでも生涯にわたって文化芸術に触れる喜びを自分のものにできるよう、県内のいずれの地域においても優れた文化芸術を鑑賞・体験することができる環境づくりに努めます。
- 社会的、身体的な状況にかかわらず、あらゆる人が文化芸術活動に携わる機会を阻害されることなく、文化芸術を創造・発表・享受できるよう努めます。
- ハ 家庭においても文化的な生活を送ることができるよう、家族で文化芸術を楽しめる機会の提供に努めます。
- ニ 文化芸術への関心と活動への意欲を高めるため、身近な施設等で文化芸術を体験することができる環境づくりに努めます。

#### 取組事例

- ワークショップ等市民参加型企画の実施推進
- アウトリーチによる文化芸術鑑賞機会の提供
- 文化施設の無料開放の推進
- 公共文化施設での展覧会実施促進

### ② 学校教育における文化芸術活動の充実

- イ 子どもたちが、学校教育の場において、優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供に取り組めます。
- ロ 文化芸術に関する体験学習の機会を充実させ、個性、感性及び創造性を育む環境づくりに努めます。
- ハ 子どもの身体感覚及びコミュニケーション能力、さらには他者に共感する心を養うことで、青少年健全育成につながることから、演劇や各種の舞踊等の身体表現芸術を学校教育に生かす実践活動の推進に努めます。

#### 取組事例

- 芸術家との交流機会の提供
- 学校教育における文化芸術の鑑賞・体験機会の充実
- 文化芸術を取り入れた教育プログラムの推進

### ③ 青少年の文化芸術活動の充実

- イ 次代の文化芸術の担い手となる青少年が、文化芸術活動を通して豊かな人間性を形成し、創造性を育むことができる環境づくりに努めます。
- ロ 青少年の文化芸術への関心を高め、青少年の文化芸術活動の支援に努めます。
- ハ 青少年の文化芸術活動に対する助成・支援や各種顕彰制度、奨学制度の充実に努めます。
- ニ 文化芸術活動を通じた青少年の健全育成への取組を支援します。

#### 取組事例

- 高等学校等文化芸術活動への助成
- 青少年を対象とした企画事業の充実

### ④ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

- イ 高齢者が文化芸術活動を通して生きがいを見い出すことができる環境づくりに努めます。

□ 障害者が文化芸術活動を通して自己実現し、自信と誇りを高めることができる環境づくりに努めます。

八 高齢者、障害者等の利用に配慮した文化施設等の環境整備に努めます。

#### 取組事例

- 高齢者、障害者等への文化芸術体験・発表機会の充実
- 文化施設等のバリアフリー推進

### ⑤ 文化施設等の充実及び活用

イ 県民の文化芸術活動の拠点となる文化施設の今後のあり方について、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」等を参考にしながら検討し、機能向上に努めます。

□ 文化施設を県民により身近で利用しやすい場所とするため、公立文化施設の企画力の向上とともに、県民との協働企画など、県民ニーズに応じた多様な企画が推進されるよう努めます。

八 文化施設間の連携を進め、事業の共同化など連携体制の整備に努めます。

二 地域に根ざした個性ある展示企画の促進を図り、多様な創作活動や鑑賞・発表の場の拡充促進に努めます。

ホ 学校教育と社会教育の連携を図り、施設の効率活用により生涯学習の充実に取り組みます。

へ 児童館・公民館など、県民に身近な施設が文化芸術活動拠点として活用されるよう努めます。

#### 取組事例

- 企画事業及び収蔵品等の多様性と充実
- 公共文化施設での教育普及
- 児童館・公民館等の展示施設としての活用
- 文化施設間の連携強化
- 施設機能の充実及びバリアフリーに配慮した設備向上
- 県民会館等のあり方の検討
- 被災した公立文化施設の再建支援

## (2) 文化芸術情報の収集と発信

### ① 文化芸術情報の発信力強化

イ 文化芸術に関する情報を広く収集し、県民の関心を引き起こすような充実した情報を発信するとともに、定期的な情報更新に取り組みます。

□ 文化芸術関係者等が国や県の文化芸術振興施策の内容及び各種の情報を把握し、活用することができるよう、相談、助言等の窓口機能の充実に努めます。

八 情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援に努めます。

二 公共施設の活用により、地域の個性的な文化芸術の発信に努めます。

#### 取組事例

- ホームページなどの多様な媒体を活用した文化芸術情報発信
- 各種文化芸術情報のデジタルベース化の推進

② 文化芸術団体等のネットワークづくりへの支援

イ 文化芸術活動の更なる活性化を図るため、県内に拠点を置く文化芸術団体等との連携及び支援に努めます。

□ 文化芸術団体と、芸術家またはアートマネージャー等をつなぎ、実行力のある文化芸術施策の推進に努めます。

#### 取組事例

- 芸術家、アートマネージャー及び文化芸術団体の相互交流の推進

### 施策3 文化芸術の持つ力の活用

(1) 社会課題等に対する文化芸術の活用

① 文化芸術の力を活かした心のケア

文化芸術は感動や、癒やし、励ましなどの効果をもたらすことはもとより、生きる力を育むことにもつながることから、災害、犯罪、虐待などの苦痛やストレスにより心的外傷を受けた人々が、文化芸術活動に触れ、参加・体験・創造する機会の充実に図り、「生きがい」や「将来の夢」を育む施策の推進に取り組みます。

#### 取組事例

- 心のケアを目的とした文化芸術活動事業への助成
- 地域で育まれる伝統文化への関わり

② 文化芸術による社会参画への貢献

文化芸術は、人と人とのつながりを広げ、コミュニティを形成し、社会的弱者の自己表現・自立支援・社会参画にもつながる社会包摂機能を有するこ

とから、教育や福祉といった文化以外の分野へ文化芸術を活用する施策の推進に努めます。

#### 取組事例

- ワークショップ等市民参加型企画の実施推進
- アウトリーチ等による文化芸術鑑賞機会の提供
- 高齢者、障害者等への文化芸術体験・発表機会の充実

## (2) 文化芸術による地域の活性化

### ① 文化芸術の力を活かした地域づくりの推進

- イ 行政及び住民が連携して地域の伝統文化や歴史的な街並みを活用し、「そこにしかない生活や文化の価値を生かした地域づくり」を進めることで、地域の評価を高め、人々にコミュニケーションの場を提供することに努めます。
- ロ 住民参加型の文化芸術活動や、地場産業の活性化、地域の誇りとなる街並みづくり等を通して個性あふれる地域づくりを行う住民や団体への支援に努めます。
- ハ 県民に演劇、音楽、民俗芸能等の文化芸術活動の機会を提供して、地域内のつながりを深め、活力のある地域づくりを進めている市民劇団、楽団その他の文化芸術活動を行う民間団体、市町村等に対する支援に取り組みます。
- ニ まちのギャラリー化、文化街区の形成等、文化芸術を活用したまちづくりの推進に努めます。

#### 取組事例

- 伝統文化の保存及び継承
- 地域文化の保存及び継承の推進
- みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）、芸術祭、県民文化祭の開催

### ② 文化芸術に関する産業、文化芸術を活かした観光の振興

- イ 文化芸術に関する製品及びサービス、文化芸術的な付加価値を有する服飾及び装飾品などの関連産業の振興と発信力の向上に努めます。
- ロ 歴史的街並みや、現代アートなどを活用した観光産業の振興に努めます。
- ハ 映像、音楽、アニメーション等のコンテンツ産業の振興に努めます。
- ニ 大学、企業等との連携により、文化に関する新産業の創出のほか、経営面及び技術面での助成支援に努めます。

#### 取組事例

- 史跡及び伝統的建造物等保存整備の推進
- 地域文化等を活かした観光事業の推進
- コンテンツ産業推進に向けた取組への支援

### ③ 文化芸術的景観の保護・創造と、自然環境調和への配慮

- イ 公共の建築物等の建築や、街路、公園等の公共空間の整備にあたっては、周囲の環境との調和に配慮しながら、文化芸術的要素の活用促進に努めます。
- ロ 地域に残る歴史的街並み・建造物を生かした景観づくりや、農山漁村風景等の文化的景観の保全と形成に努めます。

#### 取組事例

- 歴史文化的建造物及び景観の保護への配慮
- 地域の文化的個性を活かしたまちづくりの推進
- 自然環境の保存及び整備
- 自然と共生するまちづくりの促進

### (3) 国内外の文化芸術交流・連携の推進

#### ① 文化芸術をきっかけとする世代間・地域間交流の促進

- イ 全国高等学校総合文化祭等全国規模の文化芸術交流の場に加え、文化芸術を通じた県内及び県外の地方公共団体、文化芸術団体等との交流の推進により、地域の文化芸術活動の活性化に取り組みます。
  - ロ 文化芸術交流による情報発信や異文化の受容は、地域の活性化につながることから、地域の祭礼行事や、地域の文化資源を生かした文化芸術活動を通してコミュニティを再生する取組が各地に広がるような支援に努めます。
- ハ 学校教育で行われる文化芸術鑑賞・体験機会に広く地域住民が参加することにより、世代間交流が推進されるよう努めます。

#### 取組事例

- 全国規模の文化芸術交流事業への参画
- みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）、芸術祭、県民文化祭の開催
- 伝統文化を継承する人材の育成
- 学校教育における文化芸術の鑑賞・体験機会の充実
- 「東北文化の日」等の他県との連携推進

## ② 文化芸術による国際交流の推進

- イ 海外との友好や相互理解の促進を図るため、文化芸術交流の推進に努めます。
  - ロ 外国人との日常的な文化芸術交流を促進することで相互理解が進み、外国人の暮らしやすい地域づくりが進むとともに、各地域における文化の多様化や再発見につながることから、県内在住外国人との協働や、地域の受入れ態勢の強化など国際交流を活発にするための環境整備に取り組みます。
  - ハ 異国文化との触れ合いは、文化の多様性や各国の魅力の再発見につながることから、海外の文化芸術に対する活動・発表機会の提供に努めます。
- 二 民間団体、企業等の海外との交流窓口を活用して多面的な交流促進に努めます。

### 取組事例

- 海外との文化芸術交流の推進
- 国際協力の推進
- 外国青年招致
- 姉妹・友好交流の推進
- 多文化共生の推進

## 第5章 推進体制と進行管理

### 1 県の推進体制

県は、以下の体制により文化芸術振興施策を積極的に推進していきます。

- (1) 宮城県文化芸術振興審議会において、文化芸術の振興に関する基本的事項等の審議を行います。
- (2) 庁内関係各課と情報の共有を図り、総合的な施策の推進を行います。
- (3) 県民意識調査の結果など、文化芸術の担い手である県民の意向を踏まえた取組の推進に努めます。
- (4) 文化振興基金の有効な活用を図ります。

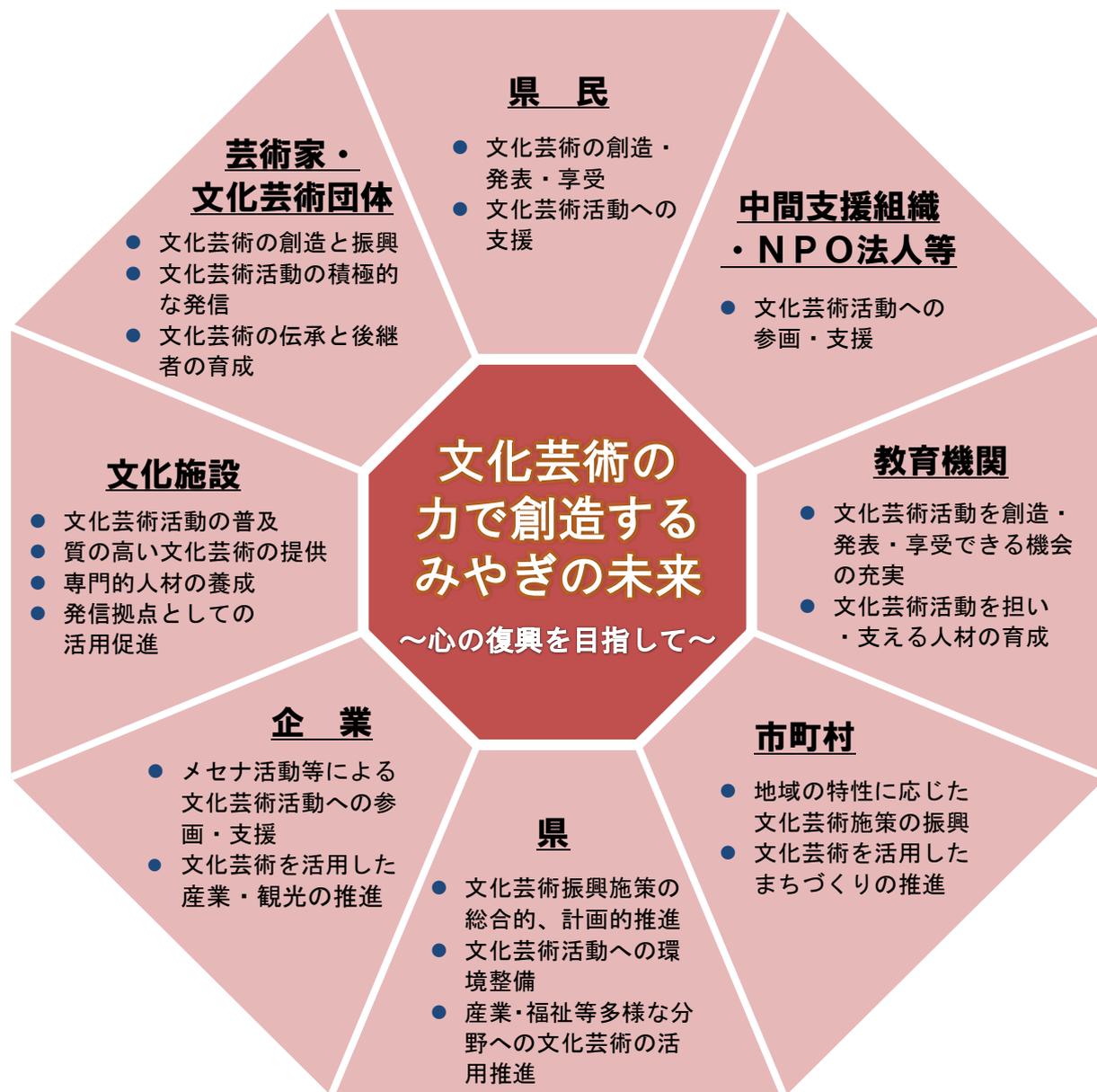
### 2 関係機関との連携・協働

県は、「文化芸術の力で創造するみやぎの未来」に向け、以下のとおり関係機関との連携・協働を図り、文化芸術施策を推進していきます。

- (1) 国の文化芸術施策の動向を把握し、県の施策への反映に努めるとともに、国の各種施策の活用を図ります。
- (2) 市町村の行う文化芸術振興施策に関し、助言その他の支援を行うとともに、市町村と県のパートナーシップによる連携の強化を図り、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。
- (3) 民間団体との連携・協働に努め、文化施設の運営への参加、協働企画の推進等、NPO法人等民間団体の有するノウハウを積極的に生かせる文化芸術振興の推進体制づくりに努めます。
- (4) 企業と連携し、企業の文化事業、メセナ活動（文化芸術活動に対して個人又は民間団体等が行う対価を求めない支援活動）、企業の有する文化施設の開放及び企業内の文化芸術活動等の促進及び支援に努めます。
- (5) 高等学校・大学等の教育機関と連携・協働し、専門的知識を活用した文化芸術振興への取り組みに努めます。
- (6) 県外及び海外等、広域的な文化芸術交流、情報の交換を通じて、相互の文化芸術の活性化を図ります。
- (7) 文化芸術活動を担う個人及び団体等の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分配慮しながら、これらの者との連携・協働に努めます。

### 3 各主体に期待する役割

文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術に携わる各主体が、本県の目指す文化芸術振興の姿を共有しながら、それぞれの立場で役割を担い、施策を展開していく必要があります。



### 4 進行管理

- (1) 文化芸術振興審議会等で、毎年、基本方針に掲げる施策・取組状況について検証しながら、第2期ビジョンの進行管理を行います。
- (2) 第2期ビジョンでは、基本目標及び重点取組に掲げる「震災からの心の復興」に関する取組を優先的に行いますが、文化芸術振興を取り巻く状況の変化等を踏まえながら、随時、必要とされる取組、文化芸術の振興に関する基本的事項及びその他必要な事項について審議し、施策を展開していきます。



## 資料編

- 文化芸術振興基本法
- 宮城県文化芸術振興条例



# 文化芸術振興基本法

平成13年12月7日法律第148号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 基本方針（第7条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第8条－第35条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であ

ることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以

下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開

発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。



# 宮城県文化芸術振興条例

平成16年7月7日

宮城県条例第56号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第3条）

### 第2章 文化芸術振興ビジョン（第4条）

### 第3章 文化芸術振興施策

#### 第1節 文化芸術の振興（第5条－第7条）

#### 第2節 文化芸術による地域づくり（第8条－第16条）

#### 第3節 文化芸術に関する諸条件の整備（第17条－第22条）

#### 第4節 その他の施策（第23条－第25条）

### 第4章 宮城県文化芸術振興審議会（第26条－第31条）

### 附則

古来、洋の東西を問わず、自然と風土に根ざした人々の営みの中から多様な文化が培われ、多彩な芸術の花々が咲き競ってきた。文化芸術との深い関わりや志向は、原始の時代から連綿と引き継がれてきたいわば人類普遍の心だとも言える。

縄文時代の日本列島は、鮮やかな四季の自然に支えられ、歴史的にまれにみる独創的で豊かな文化を展開していた。その中であって、実り多い森と良好な漁場に恵まれた北東日本は、世界に誇るべき縄文文化の中心的役割を担っていた。宮城県に受け継がれ育まれてきた伝統的な文化芸術の源流もまたここにある。豊かな自然と歴史に恵まれた宮城県には、古くから先人たちが情熱を注いで磨き上げてきた数々の伝統と地域個性に彩られた文化芸術や美しい風土がある。

同時に、明治以来、欧米からもたらされた近代の表現芸術のジャンルにおいても、熱心な芸術家、愛好家たちの手によってまかれた種が芽を出し生長して、県民に潤いと感動、生きがいと活力を提供している。

文化芸術は県民にとって自信と誇りを汲み上げる源泉であり、文化芸術に対する理解と関心を深めると同時に、文化芸術を鑑賞し、これを創造するための気運を醸成することが必要である。

今こそ、県民一人一人が文化芸術を自ら実践し、これに親しみ、支え、香り高い文化芸術の恵沢を等しく享受するとともに、新しい地域文化の創造に取り組み、活力に満ちたライフスタイルの実現に向けて大きく踏み出すことが重要である。

ここに、「文化芸術の香り高いみやぎ」を目指すことを宣言するとともに、文化芸術の承継と新たな創造に向けて力強く取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人の自主性及び創造性が尊重され、多様な文化

芸術の保護及び発展が図られるとともに、県民の主体的で多彩な文化芸術活動の展開により、活力ある地域社会を形成し、文化芸術の香り高いみやぎを実現することを目指して推進されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、香り高い文化芸術を創造し、享受することが県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が国内外における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化芸術に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化芸術交流が積極的に推進されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、豊かな自然と歴史風土に培われてきた郷土の伝統的な文化芸術が、県民の自信と誇りの源である共通の財産として育まれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を担う者その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、県民の意見を十分に把握し、その意見を当該施策に反映させるよう努めるものとする。
- 3 県は、地域における文化芸術の振興に市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術振興施策の推進に当たっては市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術振興施策を策定し、及び実施するために必要な支援及び調整を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、文化芸術振興施策の効果的な推進を図るため、文化芸術活動を担う個人及び文化芸術活動に関する団体（国及び地方公共団体を除く。以下「民間団体等」という。）の自主性及び文化芸術活動の多様性に十分な配慮を行いながら、これらの者との連携及びこれらの者に対する支援に努めるものとする。
- 5 県は、国及び他の都道府県との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

## 第2章 文化芸術振興ビジョン

(文化芸術振興ビジョン)

第4条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興ビジョンを定めるものとする。

- 2 文化芸術振興ビジョンは、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的な文化芸術振興施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項
- 3 県は、文化芸術振興ビジョンを定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 県は、文化芸術振興ビジョンを定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県文化芸術振興審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 県は、文化芸術振興ビジョンを定めたときは、広く県民に周知する措置を講じなければならない。

6 前3項の規定は、文化芸術振興ビジョンの変更について準用する。

### 第3章 文化芸術振興施策

#### 第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

第5条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第6条 県は、茶道、華道、書道、衣食住等に係る生活様式その他の生活文化について、県民一人一人が生活を文化としてとらえ積極的に実践することができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の継承及び発展)

第7条 県は、先人から受け継がれてきた伝統芸能、文化財その他の伝統文化が、将来にわたって適切に保存及び承継され、新しい地域文化の創造のために活用されるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第2節 文化芸術による地域づくり

(文化芸術による地域づくり)

第8条 県は、地域に根ざした独創的で優れた文化芸術が、観光の振興をはじめとする地域の発展及び地域間の交流の促進に大きな役割を果たすことにかんがみ、文化芸術による地域づくりに努めるものとする。

(文化芸術活動の担い手の育成)

第9条 県は、県民の文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術活動を担う人材及び団体の育成に努めるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第10条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第11条 県は、次代の文化芸術の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性を育むことができるよう、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第12条 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術交流の推進)

第13条 県は、文化芸術に関する地域間交流及び国際交流を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術情報の発信)

第14条 県は、独創的で優れた地域文化の形成、観光の振興、国際交流の促進等を図るため、地域独自の文化芸術活動及び地域の文化芸術資源に関する情報を積極的に発信するよう努めるものとする。

(文化芸術に関する産業の振興)

第15条 県は、県民の文化芸術活動の促進に資する文化芸術に関する地域産業の振興に努めるとともに、当該産業による地域文化の形成の奨励に努めるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第16条 県は、公共の建物等の建築に当たっては、地域の歴史及び文化、周囲の自然環境及び景観等との調和に配慮するものとする。

2 県は、市町村又は民間の団体が設置する施設について、前項の規定による配慮が図られるよう、理解と協力を得るよう努めるものとする。

### 第3節 文化芸術に関する諸条件の整備

(文化芸術に接する機会の充実)

第17条 県は、広く県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術活動の場の充実、文化芸術活動の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術施設の充実及び活用)

第18条 県は、県民の文化芸術活動の場の充実を図るため、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化芸術施設の充実及び活用に努めるものとする。

2 県は、文化芸術施設以外の公共の施設を県民の文化芸術活動の場として利用することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、地域における県民の文化芸術活動の場として、市町村の社会教育施設等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 県は、県民の文化芸術活動の促進及び地域文化の形成に資するため、文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第20条 県は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館その他県が設置する文化芸術施設等における情報通信技術を活用した展示等の推進、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市町村及び民間団体等に対する援助)

第21条 県は、市町村が行う文化芸術振興施策及び民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該市町村及び民間団体等に対し助言、助成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(メセナ活動の促進)

第22条 県は、メセナ活動(文化芸術活動に対して個人又は民間団体等が行う対価を求めない支援活動をいう。)が本県における文化芸術の振興に果たす役割の重要性にかんがみ、その活動を促進するための普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4節 その他の施策

(推進体制の整備)

第23条 県は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置等)

第24条 県は、文化芸術振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるとともに、文化振興基金条例（昭和62年宮城県条例第7号）に基づく文化振興基金の有効な活用を図るものとする。

(顕彰)

第25条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者その他文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

#### 第4章 宮城県文化芸術振興審議会

(設置)

第26条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項（宮城県文化財保護審議会の権限に属する事項を除く。）について調査審議するため、宮城県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項
- 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織)

第27条 審議会は、知事が任命する委員20人以内で組織する。

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



